

参 考 資 料 編

文京区生涯学習推進本部設置要綱

- 3 文教生社発第 43 号平成 4 年 4 月 23 日区長決定
- 12 文教生生発第 23 号平成 12 年 4 月 1 日改正
- 12 文教生生発第 32 号平成 12 年 5 月 24 日改正
- 14 文教生生発第 143 号平成 14 年 4 月 1 日改正
- 15 文教生文第 17 号平成 15 年 4 月 1 日改正
- 16 文教生文第 74 号平成 16 年 5 月 6 日改正

(設置)

第 1 条 文京区における生涯学習に係る施策を総合的に推進するため、文京区生涯学習推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 推進本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 生涯学習推進計画の策定に関すること。
- (2) 生涯学習の推進に係る諸施策の調整等に関すること。
- (3) その他、生涯学習推進のための重要な事項

(構成)

第 3 条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は、区長とし、本部を総括する。
- 3 副本部長は、助役、収入役、教育長の職にある者とし、本部長に事故あるときはあらかじめ本部長が指定する副本部長がその職務を代理する。
- 4 本部員は、文京区庁議等の設置に関する規則（平成 6 年 3 月文京区規則第 10 号）第 4 条第 1 項に規定するもの（ただし、前 2 項に定めるものを除く。）とする。

(運営)

第 4 条 本部は、本部長が招集する。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは本部員以外の者に出席を求めることができる。

(幹事会)

第 5 条 推進本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表に掲げる者をもって構成する。
- 3 幹事会は、推進本部に付議する事案について必要な事項を検討し、推進本部に報告する。
- 4 幹事会は、前項の検討を進めるために検討部会を設置することができる。
- 5 幹事会に会長を置き、教育委員会生涯学習部長の職にある者をもって充てる。
- 6 幹事会は、会長が招集する。
- 7 その他幹事会に関して必要な事項は、幹事会長が定める。

(庶務)

第 6 条 推進本部及び幹事会の庶務は、教育委員会生涯学習部文化振興課において処理する。

(委任)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、運営に関し必要な事項は、推進本部長が定める。

付 則
この要綱は、平成 4 年 4 月 2 2 日から施行する。

付 則
この要綱は、平成 7 年 1 月 6 日から施行する。

付 則
この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

付 則
この要綱は、平成 12 年 5 月 24 日から施行する。

付 則
この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

付 則
この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

付 則
この要綱は、平成 16 年 5 月 6 日から施行する。

別 表 （第 5 条関係）

所 属	職
教 育 局	生 涯 学 習 部 長
企 画 政 策 部	企 画 課 長
企 画 政 策 部	新 公 共 経 営 担 当 課 長
企 画 政 策 部	財 政 課 長
企 画 政 策 部	広 報 課 長
区 民 部	区 民 課 長
区 民 部	経 済 課 長
区 民 部	男 女 平 等 青 少 年 課 長
福 祉 部	障 害 者 福 祉 課 長
介 護 保 険 部	高 齢 者 福 祉 課 長
都 市 計 画 部	計 画 調 整 課 長
教育局学校教育部	指 導 室 長
教育局学校教育部	教 育 セ ン タ ー 所 長
教育局生涯学習部	文 化 振 興 課 長
教育局生涯学習部	ス ポ ー ツ 振 興 課 長
教育局生涯学習部	生 涯 学 習 セ ン タ ー 所 長
教育局生涯学習部	真 砂 中 央 図 書 館 長

文京区生涯学習推進協議会設置要綱

5文教生社発第248号 平成5年7月7日区長決定

7文教生生発第3号 平成7年1月6日改正

15文教生文第17号 平成15年4月1日改正

(設置)

第1条 文京区における生涯学習の効果的な推進を図るため、文京区生涯学習推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の事項について協議・検討を行なう。

- (1) 生涯学習推進に関すること。
- (2) 生涯学習関係機関及び団体相互の連携・協力に関すること。
- (3) その他生涯学習の推進に必要な事項

(構成)

第3条 協議会の委員は、生涯学習について識見を有する者のうちから、文京区生涯学習推進本部長が委嘱又は任命する者をもって構成する。

(任期)

第4条 協議会の委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、委員のうちから、会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(招集)

第6条 協議会は、必要に応じて会長が招集する。

(部会)

第7条 協議会に、部会を置く。

- 2 部会は、協議会から指定された事項について検討し、協議会に報告する。
- 3 部会に部会長、副部会長を置き、部会長、副部会長は、協議会の会長、副会長の職にある者をもって充てる。
- 4 部会長は、部会を招集し、部会の会務を総理する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときはその職務を代理する。
- 6 部会員は、協議会の委員のうちから部会長が指名する。

(関係者の意見聴取)

第8条 協議会及び部会は、必要あると認めるときは関係者の意見を聴き、助言を受けることができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、教育委員会生涯学習部文化振興課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成5年7月7日から施行する。
- 2 要綱第4条の規定にかかわらず、協議会設置当初に委嘱又は任命された委員の任期は、平成7年3月31日までとする。

付 則

この要綱は、平成7年1月6日から施行する。

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

文京区生涯学習推進協議会委員名簿

(任期：平成15年10月1日から平成17年9月30日まで)

平成16年4月1日現在

分野	氏名 (敬称略)	団体名等
学識経験者	会長 山崎 一穎	跡見学園女子大学長 / 森鷗外記念会常任理事
	副会長 鈴木 眞理	東京大学助教授
区内団体	委員 井岡 恒夫	文京区町会連合会
	委員 小西 慶一	文京区心身障害福祉団体連合会
	委員 本松 邦廣	文京区立中学校PTA連合会
	委員 伊藤 明子	文京区女性団体連絡会
	委員 菅 完治	文京区青少年委員会
	委員 加古 光治	文京区体育協会
	委員 高野 綾子	富坂産業協会
	委員 永井 愛子	文京区高齢者クラブ連合会
	委員 白鳥 宗一	文京区体育指導委員会
	委員 佐藤 和晴	連合東京西北地協文京地区協議会
	委員 泉 宜宏	文京区労働組合協議会
	委員 近藤 恵子	文京区民生委員児童委員協議会
	委員 中村 暢子	文京区生涯学習サークル連絡会
教育機関	委員 高原 泰子	文京区立幼稚園長会
	委員 森 秀一郎	文京区立小学校長会
	委員 一坂 倭子	文京区立中学校長会
	委員 遠藤 隆二	都立小石川高等学校長
	委員 大沼 尚	日本医科大学事務部
区民	委員 石川 一郎	公募委員
	委員 二俣 宣子	公募委員
行政	委員 宮下 眞	企画政策部長
	委員 藤沢 稔	生涯学習部長

生涯学習に関する動向

年	国の動き	東京都の動き	文京区の動き
月		月	月
S 56	6 中央教育審議会答申「生涯教育について」		
58	4 放送大学開設		
59		10 東京都生涯教育推進懇談会報告「東京における生涯教育の推進について」	
60		1 東京都生涯教育推進本部設置	
61		10 東京都生涯教育推進懇談会第2次報告「東京における生涯教育の推進のための学校教育」	
62	4 臨時教育審議会答申「生涯学習体系への移行」	6 東京都生涯教育推進計画策定 / 東京都生涯学習情報システム基本計画策定	
63			4 「文京区の講座ガイド」第1回刊行
H 2	1 中央教育審議会答申「生涯学習の基盤整備について」 6 生涯学習振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律(略称 生涯学習振興法)施行 7 生涯学習審議会設置		7 文京区生涯学習検討委員会設置
3	4 中央教育審議会答申「新しい時代に対応する教育の諸制度の改革について」	4 都民情報システム(とみんず)稼動 / 都民カレッジ開設 5 東京都生涯学習情報センター開設	7 文京区生涯学習推進懇談会設置 10 学習活動意識調査の報告
4	7 生涯学習審議会答申「今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について」		3 文京区生涯学習推進基本構想策定「文京区全域を生涯学習のキャンパスに」を提唱 4 文京区生涯学習推進本部設置 / 教育委員会二部制に伴い生涯学習部設置

生涯学習に関する動向

年 月	国の動き	東京都の動き 月	文京区の動き 月
5			7 文京区生涯学習推進協議会設置 / 音羽生涯学習館開設 12 千石生涯学習館開設
6		6 東京都生涯学習審議会答申「これからの社会を展望した東京における生涯学習の総合的な振興方策について」	2 茗台生涯学習館開設 3 文京区生涯学習推進計画策定 11 生涯学習人材バンク制度開始
7		11 東京都産業教育審議会答申「生涯学習社会における職業教育のあり方について」	1 生涯学習センター開設(一部) / 生涯学習推進講演会(学長による連続講演会) 現在まで連続実施 4 区民大学開講及び記念講演
8	4 生涯学習審議会答申「地域における学習機会の充実方策について」	11 東京都生涯学習審議会中間建議「東京における生涯学習支援のためのネットワークの構築とその拠点としてのネットワークセンターの整備について」	
9	3 生涯学習審議会審議の概要「生涯学習の成果を生かすための方策について」	3 とうきょうまなびプラン 97 (東京都生涯学習推進計画)策定 10 生涯学習審議会建議「交流・参加型学習のためのネットワークづくり」	7 区民大学総合化・体系化

生涯学習に関する動向

年	月	国の動き	東京都の動き	文京区の動き
10	9	生涯学習審議会答申「社会の変化に対応した今後の社会教育行政の在り方」		
11	6	生涯学習審議会答申「学習の成果を幅広く生かす」「生活体験・自然体験が日本の子どもの心を育む」		
12		11 生涯学習審議会答申「新しい情報通信技術を活用した生涯学習の推進方策について」	5 生涯学習審議会建議「東京における社会参加と生涯学習」	3 生涯学習推進計画(改定版)策定/響きの森文京公会堂開設 4 生涯学習センター全面開設
13	1	生涯学習審議会は中央省庁再編に伴い中央教育審議会生涯学習分科会に再編	7 スポーツ振興審議会建議「東京スポーツビジョン」策定	4 文京お届け講座開設/区民大学講座(文京学除)民間事業者へ委託 6 区民大学企画運営委員会設置 7 文京区基本構想「『文の京』の明日を創る」策定
	12	文化芸術振興基本法施行		

生涯学習に関する動向

年	月	国の動き	東京都の動き	文京区の動き
14	2 4 7 12	<p>中央教育審議会答申「新しい時代における教養教育の在り方」</p> <p>新学習指導要領実施、学校完全週5日制実施</p> <p>中央教育審議会答申「青少年の奉仕活動・体験活動の推進方策等について」</p> <p>文化芸術の振興に関する基本的な方針策定</p>	12	<p>生涯学習審議会答申「地域における新しい公共を生み出す生涯学習の推進～担い手としての中高年世代への期待～」</p> <p>「文の京」文芸賞創設</p> <p>アートウォール・シビック開設</p>
15	3	<p>中央教育審議会答申「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について」</p>		<p>図書館カウンター業務委託(3館)</p> <p>区民大学院講座開講 / 小石川運動場にスポーツひろば開設</p>
16	3	<p>中央教育審議会審議経過報告「今後の生涯学習の振興方策について」</p>	7	<p>生涯学習審議会中間のまとめ「子ども・若者の『次代を担う力』を育む教育施策のあり方について」</p> <p>区内大学連携講座開講 / NPO等提案公募型講座開始 / 図書館カウンター業務委託(3館追加)</p> <p>図書館ホームページ開設</p> <p>「文京区IT人材育成特区」認定</p>

【生涯学習推進計画用語解説】

用 語		解 説
あ	IT (情報関連技術)	Information Technologyの略。コンピュータを核にしたハードウェア、ソフトウェア、システム、通信などの技術のこと。
え	NPO	Non-Profit Organizationの略。文化・芸術、福祉、教育、環境など幅広い領域で社会貢献活動を行う営利を目的としない民間組織のこと。法人格の有無は問わないが、「特定非営利活動促進法(NPO法)」において法人格を取得することも可能である。
き	キャリアアップ	職業や地域活動などに活かす能力の向上を図ること。従来は、企業等主導のプログラムに沿って教育や訓練を受け、業務遂行に必要な能力の向上を図ることを指していたが、最近では、地域活動、社会活動など職業面に限定しない広い範囲や、結婚・出産などで一時仕事を離れた女性の復職、高齢者の再就職など多様な目的に応じて、個人主導で能力向上を図ることを指すようになっている。
き	教育改革区民会議	区立の中学校、小学校、幼稚園における文京区にふさわしい教育のあり方を検討するため、文京区教育委員会の附属機関として平成15年10月に設置した会議体のこと。 学識経験者・区民を中心として組織し、小中学校・幼稚園の教育、特別支援教育、地域に開かれた教育、学校運営の基本的な課題などに関して審議して答申することを所掌事項としている。
き	協働・協治	「文の京」自治基本条例で、文京区の自治の基本理念としているもの。「協働・協治」は、区内の多様な主体が公共的な課題の解決を図ることにより地域を治めていくという「ガバナンス」の考え方を基本とした文京区オリジナルの表現で、条例では「区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者及び区が対等の関係で協力し、地域の情報、人材、場所、資金、技術等の社会資源を有効に活用しながら、地域社会の公共的な課題の解決を図る社会のあり方をいう。」と表現されている。
こ	構造改革特区	地方公共団体が自発的に設定する区域で、教育、研究開発、農業、社会福祉等の経済社会の構造改革を進めるため、地域特性に応じた規制の特例措置の適用を受けた事業を実施する制度のこと。 平成15年11月の文京区からの特区提案のうち、経済産業省が所管する国家資格「初級システムアドミニストレータ」「基本情報技術者」の資格取得要件を緩和する講座が認められた。また、平成16年12月には、この特例を活用した「IT人材育成特区講座」の本区における実施が認定され、平成17年度から区内大学と連携して講座を開設する。
こ	国立大学法人	国が財政措置をしながら独立した法人に運営を任せ、サービス向上、業務効率化を図るという独立行政法人と同じ枠組みを利用しながら、自主性・自律性に配慮して大学の活性化を図る独自の制度のこと。 独立行政法人との主な相違点は、担当大臣が法人の長や中期目標を決めるのではなく、学長の任命や中期目標の作成に大学の意見が反映される仕組みが導入されているほか、「大学評価・学位授与機構(教育研究の評価を行う専門機関)」の設置や、独立行政法人評価委員会とは別に設置される「国立大学法人評価委員会」などがある。
さ	産学公	科学技術等の分野において、研究成果の事業化、研究開発の連携、人材交流など産業界と学界が相互連携し、また、相互連携を促進するための制度改革に行政が取り組むことを産学官連携と呼んでいる。 国では産学官と表現することが多いが、地方公共団体では最近、「官」を「公」と置き換える傾向が見られ、文京区の生涯学習の推進に関しては産学公と表現することとした。

【生涯学習推進計画用語解説】

用 語	解 説
し 指定管理者制度	<p>平成15年9月に地方自治法を改正し、公の施設の管理受託者の範囲を拡大した制度のこと。</p> <p>従前、公の施設の管理は、普通地方公共団体の出資法人や公共団体、社会福祉法人など公共的団体に委託できるとされていたが、その管理を広く事業者等にも開放し、民間活力の導入によるサービス向上や効率的運営を行えるようにしたもの。また、従前は自治体が行っていた利用者に対する使用許可を指定管理者が行うことを可能とする管理代行という考え方や、指定管理者が施設利用料金を収受して自立的経営を行うことができるようにする利用料金制度なども取り入れられている。</p>
し 社会人キャリアアップ推進プラン	<p>キャリアアップを目指す社会人の受入体制を緊急に整備し、社会・雇用の変化に対応できる人材の育成などを目的として、平成14年度から文部科学省が取り組んでいるプランのこと。</p> <p>大学等高度教育機関と産業界、行政機関が一体となって、地域実情に応じた社会人向けの先導的な教育プログラムの開発や講座提供など行うこととしている。</p>
し 情報リテラシー	<p>コンピュータやネットワークを活用して情報・データ等を扱うための知識、能力のこと。コンピュータを用いた情報の整理、発信の能力のほか、パソコン操作やデータ整理、インターネットによる情報収集など様々な分野を含む。</p> <p>リテラシーとは、読み書き能力、識字能力という意味で、ある分野に関する知識、教養、能力などを指す。</p>
し 新生文京いきいきプラン	<p>新公共経営の考え方を基本とし、文京区基本構想の実現を図ることを目標とした、平成16～20年度を計画期間とする行財政改革推進計画のこと。職員数削減と、区有施設の有効活用・適正配置などの具体的な内容が示されている。</p>
す スポーツ振興基本計画	<p>スポーツ振興法に基づき、長期的・総合的観点から国が目指すスポーツ振興の基本的方向を示したもの。</p> <p>平成13年度から概ね10年間で取り組むべき主要な課題に沿った政策目標や、政策目標を実現するための具体的な施策などが定められている。なお、地域におけるスポーツ環境の整備に関する施策として総合型地域スポーツクラブの全国展開が挙げられている。</p>
そ 総合型地域スポーツクラブ	<p>地域の住民が主体的に運営するスポーツクラブの形態で、種目や世代、技術レベルの多様性など会員である地域住民個々人のニーズに応じた活動をスポーツ指導者の下で行えるクラブのこと。</p> <p>地域住民の自主財源による運営、クラブ理念の共有などを基本とし、開かれた「公益」を目指した経営意識を有する非営利組織として運営していくことが必要とされている。</p> <p>文京区では、従来から実施しているスポーツ開放の地域住民主体による運営委員会化を推進しながら、将来的な総合型地域スポーツクラブへの移行を目指し検討を進めている。</p>
ち 地方分権	<p>地方自治体の自主性・自立性を高め、地域のことは地域の自治体に任せるといった趣旨から、国と地方自治体を「上下の関係」から「対等・協力の関係」に改めたほか、国の地方自治体に対する関与などの見直しを進めること。</p> <p>平成12年4月1日の「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（地方分権一括法）」の施行により地方分権が進展したが、税源移譲などの課題も残されている。</p>

【生涯学習推進計画用語解説】

用 語	解 説
ち 中央教育審議会	<p>教育の振興、生涯学習の推進、スポーツの振興などに関して調査審議し、意見を述べることを目的として文部科学省に設置されている文部科学大臣の諮問機関のこと。教育制度、生涯学習、初等中等教育、大学、スポーツ・青少年の5つの分科会が設置されている。</p>
と 特別区制度改革	<p>地方自治制度上、一般の市とは異なった扱いをされ、権限も大幅に制限されていた23特別区の自治権を拡充した改革のこと。 半世紀に及ぶ特別区の自治権拡充運動を経て、平成12年4月1日「地方自治法等の一部を改正する法律」（都区制度改革関連）の施行により実現に至った。主な内容は、特別区を「基礎的な地方公共団体」に位置づけることや清掃事業をはじめとする住民に身近な事務を東京都から特別区に移管することなど。なお、この新たな制度の運用にあたり、都区間の財源配分をめぐる、平成12年の時点では整理できなかったいくつかの大きな課題が残されており、現在、都区の間で検討会を設けて平成17年度までの解決に向けて協議を進めている。</p>
ふ 「文の京」自治基本条例	<p>「文の京」の区民憲章を考える区民会議での検討を経て制定した、自治の理念や基本的なしくみを定めた条例のこと（平成16年12月制定）。 文京区の自治の理念を「区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者及び区といった各主体が、『協働・協治』の考え方に基づき、相互に理解を深め、それぞれの果たすべき役割と責任を分担し、助けあひながら自主的・自律的に活動を行う」と定義するほか、区民等の権利と責務、区の責務、協働・協治の推進などを規定している。</p>
ふ 文化芸術振興基本法	<p>文化芸術の振興についての基本理念と方向性を示し、施策を総合的に推進することを目的とする法律のこと（平成13年12月施行）。 文化芸術の鑑賞、参加、創造のための環境整備等の基本理念のほか、総合的な文化芸術振興施策に関する国の責務、基本的方針の策定、文化芸術各分野の振興等の基本政策が定められている。 なお、文化芸術の振興に関し、国との連携を図りながら、自主的、主体的に地域特性に応じた施策を策定、実施することを地方公共団体の責務と規定している。</p>
ふ 文化芸術の振興に関する基本方針	<p>文化芸術振興基本法に基づき、施策の総合的な推進を図るため、概ね5年間を見通した具体的な取り組みを定めたもの（平成14年12月閣議決定）。 この基本方針の中では、地方公共団体の役割を「自主的かつ主体的に国との連携を図りつつ、地域の特性に応じて、多様で特色ある文化芸術を振興し、地域住民の文化芸術活動を推進する。」と規定している。</p>
ふ 文京区基本構想	<p>基本構想は、自治体運営の最も基本となる計画のこと。地方自治法第2条第4項により「地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るため」に定めなければならないとされている。 現在の文京区基本構想は、平成13年7月に策定されたもので、具体的施策の方向づけや区民参画による進行管理を行うなど先進的な基本構想である。この中では、4つの基本政策として「学ぶ楽しさ、生きる智慧を育む」「自立を尊び、安心を届ける」「安全で心地よい地域環境を創る」「地域の活力を引き出し、高める」を掲げている。</p>
ふ 文京区基本構想実施計画	<p>文京区基本構想の基本政策を実現するための具体的施策・事業を示した実施計画のこと。平成14年度から16年度の実施計画に引き続き、平成17年度から19年度までを期間とする実施計画を策定し、具体的な事業を進めているところである。</p>

【生涯学習推進計画用語解説】

用 語	解 説
ふ 文京区教育ビジョン推進プラン	<p>文京区教育ビジョンで掲げる理念「個が輝き、共に生きる文京の教育」を実現するため、平成12年3月に具体例を示して詳細化したプランのこと。</p> <p>教育ビジョン推進プランは、「豊かな人間性を育む教育の推進と生涯学習の基礎づくりの推進」を基本目標とし、「青少年の『生きる力』を育み、生涯学習に寄与する学校づくり」、「青少年の健全な育成に欠くことのできない家庭の教育力の向上」、「青少年の健全な成長を促し、自己実現を図る地域の教育力の向上」を重点目標として掲げている。</p>
ふ 文京区生涯学習推進基本構想	<p>「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」（平成2年7月施行）などを背景として、文京区における生涯学習の推進を図るため、平成4年3月に策定した構想のこと。</p> <p>区の目指す生涯学習の基本理念として「生きる目的を学び、学ぶ術を学ぶ」、「学ぶ喜びを知り、ときめきの世界を創る」、「共に学び、ふれあい、自分を生かす」、「地域から、世界から、自然から学ぶ」の4つを掲げている。また、構想全体を貫く考え方として「文京区全域を生涯学習のキャンパスに」することを目指している。</p>
ふ 文京区人材育成計画	<p>文京区基本構想において、基本政策の実現に向け高い資質と挑戦意欲を持つ職員を育て、活用していく人材育成指針の策定が掲げられたことを受けて、平成14年4月に策定した計画のこと。</p> <p>文京区の求める職員を育成するための人材育成基本方針を定めているほか、職員研修、人事管理、職場環境の3つの面から職員育成の具体的な方策を示している。</p>
ふ 文京区第2次電子自治体推進プラン	<p>文京区が電子自治体としての基盤を整備し、区民サービスの向上を図るために策定した、平成16年度から18年度を期間とする計画のこと。</p> <p>IT（情報技術）を活用し、区民の行政や地域への参画促進、区民サービスの向上、行政事務の高度化・効率化を図るための個別施策を示している。なお、個別施策の中で職員に関する事項として、ネットワークの活用や情報モラルの浸透、IT化による業務改革を推進できる人材の育成など、職員の情報リテラシー（情報対応能力）の向上が挙げられている。</p>
れ レファレンス	<p>「参考業務」という意味。書名等がはっきりしない資料の調査など「何か調べたいことがあるときには、お手伝いします。」という図書館などのサービスをレファレンスサービスという。</p> <p>区立図書館では、各館でレファレンスサービスを実施しているが、真砂中央図書館など3館にはレファレンス専用カウンターを設置している。また、区立図書館ホームページでは、インターネットによるレファレンスの受け付けも行っている。</p>